

第5回阿蘇中部4町村合併推進協議会会議録

- 1.平成14年11月19日午後1時30分 招集
- 2.平成14年11月19日午後1時30分 開会
- 3.平成14年11月19日午後16時20分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 波野村保健福祉センター
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸			
2 番	一の宮町	家 入 哲 也			
3 番	一の宮町	笹 原 瑞 穂			
4 番	一の宮町	宮 崎 昭 光			
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三			
6 番	一の宮町	森 下 幸 美			
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二			
8 番	一の宮町	園 田 盡			
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄			
10 番	阿蘇町	河 崎 敦 夫			
11 番	阿蘇町	松 永 勲(就)	家 入 賢 一(退)		
12 番	阿蘇町	家 入 澄 雄(就)	谷 崎 千 浪(退)		
13 番	阿蘇町	高 藤 拓 雄(就)	阿 部 惟 品(退)		
14 番	阿蘇町	松 村 勝 美			
15 番	阿蘇町	西 岡 ヤ ス 子			
17 番	阿蘇町	小 笠 原 徹 朗			
18 番	阿蘇町	大 塚 友 光			
19 番	産山村	井 道 行			
20 番	産山村	井 正 明			
22 番	産山村	井 正 吾			
23 番	産山村	市 原 正 文			
24 番	産山村	井 博 信			
25 番	産山村	井 工 ミ 子			
26 番	産山村	渡 辺 裕 文			
27 番	産山村	井 信 也			
28 番	波野村	市 原 新 男			
29 番	波野村	志 賀 安 男			
30 番	波野村	水 野 日 出 男			
31 番	波野村	後 藤 新 一			
32 番	波野村	阿 南 洋			
33 番	波野村	市 原 正 次			
34 番	波野村	岩 下 利 明			
35 番	波野村	岩 瀬 葉 津 子			
36 番	波野村	大 塚 國 勝			
37 番	振興局	岩 下 直 昭			

欠席議員

16 番 阿蘇町 丸山信義
21 番 産山村 井武也

7.職務のため出席した事務局職員

局長	岩瀬	國興	次長	大塚	敏彦
局員	井	八夫	局員	井野	孝文
	今村	清信		高藤	裕樹
	井	利則		高橋	祐一
	坂口	英昭			

8.議事日程

協議第 1	合併の方式について
協議第 2	合併の期日について
協議第 3	議員の定数及び任期の取扱いについて
協議第 4	中小選挙区導入の必要性について
協議第 5	三役及び教育長の身分の取扱いについて
提案第 1	地域審議会について
提案第 2	テレワークセンターの取扱いについて
提案第 3	第 3 セクターの取扱いについて
提案第 4	電算システム事業の取扱いについて
その他	市町村建設計画の策定について

午後 1 時 30 分 開会

合併推進協議会事務局長（岩瀬） 欠席届をいただきました他は全員ご着席いただきましたので、まずご連絡事項から申し上げさせていただきます。

本日の会議におきましては、ファイルをお配りいたしましたですが、今までの会議の資料とあわせまして、今後の会議はこのファイルにおいて管理していただきたいと思っております。

なお、この背表紙、長く伸びようになっておりますので、何回かは使っていただけるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それからもう一件、会議におきましてはすべて録音させていただいておりますので、ご発言いただきます方は、マイクが届きましてから町村名、お名前をお告げになられた後、ご発言いただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

日程第 1 開会

それでは定刻となりましたので、ただ今から第 5 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を開会させていただきます。本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第に基づきまして進めさせていただきます。

なお、本日の会議は 36 名中 2 名の方が欠席でございますが、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

日程第 2 委嘱状交付

会議に先立ちまして、阿蘇町の町議会議員選挙並びに一の宮町の人事異動によりまして、委員の方の交代がっておりますので、関係者 4 名の方に委嘱状の交付をさせていただきます。今からお名前を呼びます方は、恐れ入りますが会長の席の前の方にお並びいただきたいと思っております。まず、阿蘇町の松永勲様、同じく阿蘇町の家入澄雄様、同じく阿蘇町の高藤拓雄様、一の宮町の村山健徳様。どうぞよろしくお願ひいたします。

会長（河崎敦夫君） 委嘱状、松永 勲 阿蘇中部 4 町村合併推進協議会委員を委嘱します。平成 14 年 11 月 15 日、阿蘇中部 4 町村合併推進協議会会長河崎敦夫。よろしくお願ひ

いたします。

委嘱状、家入澄雄、阿蘇中部4町村合併推進協議会委員を委嘱します。以下同文。よろしくお願いたします。

委嘱状、高藤拓雄、以下同文です。

委嘱状、村山健徳、以下同文です。よろしくお願いたします。

日程第3 あいさつ（会長）

事務局長（岩瀬） どうもありがとうございました。それでは、さっそくご挨拶の方に移らせていただきます。まず始めに河崎会長がご挨拶を申し上げます。

会長（河崎敦夫君） どうも皆様こんにちは、大変忙しい中にお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。当協議会も今回で5回目を迎える事ができました。先程事務局からご報告ございましたように、2名の方の欠席ではございますが、おおかたの議員の皆様方にご出席をいただきまして本当にありがとうございました。それぞれの4カ町村を持ち回りいたしております。今日は波野村保健福祉センターでの会議でございます。波野村には大変お世話になります。ありがとうございました。一応一巡したところでございますが、本日の会議でございますが、10月1日に第4回の協議会を開きました。そこで提案させていただきました事項の審議となるわけでございますが、いよいよ合併の方式、あるいは期日等の合併の核心に触れる内容となったわけでございます。合併に向けてのそれぞれの委員さん方の前向きなご検討、ご協議をお願い申し上げたいと思います。

なおですね、一言当協議会正式な場においてお詫び申し上げなくてはならないことがございますが、8月の21日の第2回の合併推進協議会でございますが、そのあとに懇親会がございました。委員の懇親会をいたしたわけでございますが、その席上宴席の上とは言え、若干不適切な発言が、発言と受け止まれることがあったようでございます。その発言者は大変申し訳ないことでございますけれども、私共の職員でございます。そういうことで発言の内容についてはですね、とやかく申し上げませんけれども、これについては非常に私の監督不行き届きの面もございました。そして、先般の町村長会、あるいは幹事会において私も、そして担当も深く町村長、あるいはまた会議の皆様にお詫びを入れたわけでございます。また、改めましてこの協議会開会前にお詫びを申し上げる次第でございますので、よろしくこの陳謝をお受けとりいただきたいと、このように思っております。以上で開会に先立ちましての挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

波野村（水野日出男君） 私は波野村議員をしております水野日出男と申します。よろしくお願いたします。ただ今会長であります、河崎町長の方よりお言葉がございました。第2回の協議会がいこいの村で行われその後の宴席においての発言でございました。私共はこれから4カ町村が一つに歩調を合わせて共同体をつくって行こうという矢先のところでございますし、決してこのへんのところを全部主張するわけではございません。ただし、今河崎町長がおっしゃった若干という言葉、私はこれにはいささか問題があると思うんです。若干といえるような内容のものではないわけですが、町長がそのような発言をされるということはどのように町長が真意を受け止められた時にそのような発言になったのか、私はそのへんのことをおたくに問い質してみたいなと思うわけですよ。

会長（河崎敦夫君） 若干不適切と申し上げました、若干ではなくて大いに不適切だということに、発言挨拶内容を訂正させていただきます。陳謝して訂正させていただきます。

波野村（水野日出男君） ただ今改められて陳謝と謝罪の言葉がございました。本日は第5回のご召集の委員に協議会を開催する上においての挨拶の中での事です。ですから、これからは五百八十数項目にわたって私たちは審議を重ねていかなければなりません。実は皆さんと一緒に4カ町村の委員の人達と一緒に審議をしていく場所ですから、今町長の言われた発言内容、陳謝、謝罪じゃ、何の為の陳謝をされるのか、どこに対してされる

のか、他の人は全く意味が分からない。私はそういうことだろうと思います。こうなったから陳謝するんだ、謝罪するんだということではなくては謝罪の意が通じないわけですよ。そう思いませんか。ただ、不適切な、不適切な、不本意だということのみではですね、これは公の場所なんです。皆さんが今から審議して行こうという所なんです。それに謝罪の言葉を申し上げられても、じゃあ何故謝罪を阿蘇町の町長はしなければならないのか、ということになってくるんじゃないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。他の人達、何の為の、貴重な時間に何の為の謝罪なのか陳謝なのか意味分かりますか。分からんでしょう。

阿蘇町（松永 勲君） 阿蘇町町議会の松永でございます。私の方から一つお詫びを申し上げます。この件につきましては私ども阿蘇町町議会におきましてもご報告がございました。私どもといたしましてもこの件につきましては、大変不本意な発言であったというふうに厳しく受け止めておりますし、町長といたしましても本人も十分反省を求めさせておりました。私どももそのことを受けて総務課長の方にも今後一切そういったことのないように十分注意をしていただきたいと思いますというようにも申し上げておったところでございますし、水野議員がおっしゃられるように、そのことは十分私どもも受け止めておるつもりでございますし、今後この会が円満に協議が進められる為にも是非ここは一つ代表であります、町長並びに議会を代表します私の意をお組みいただきまして穩便におおさめいただければ大変ありがたいことだというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

波野村（水野日出男君） 誠にご丁寧なご挨拶いただきまして、私もこの件に関しましてはですね、ただ、本当に皆さんここは貴重な時間を費やしているわけなんです。ですから、ということがあったから阿蘇町の町長が、謝罪をするのか、皆さん分かりますか。

〔「分からん」と呼ぶ者あり〕

波野村（水野日出男君） そうでしょう。私はそれははっきりしてほしい。でなければ何の為の、これは貴重な時間なんです。私の申し上げたいのはですね、こちらの方から説明があつてからでも結構ですが、そのようなことがあつてはならない、ですから皆さんの中でですね、やはりこれから審議をすべき行く中に、そのような権限だとか、差別とか、そういうことを思つてですね、その認識をもつての審議会は絶対我々はそれには拒否するんだというぐらいの強い憤りさえ感じているとですよ。ですから申し上げているわけです。陳謝される、詫びることを言うのは分かります。御宅たちがおっしゃることは、今本当に4カ町村が手を合わせて合併という一つの山場を越えなきゃいかんとですよ。一つの運命共同体となつて。ですから今こそ仲良くせないかん、その時にですよ、そのような不本意、若干不本意、これは訂正されましたけどですね、ですからどういうことをおっしゃった事によって謝罪をしなければならないのか。意味が分からんじゃないですか。だからそのへんのところを申し上げて下さいといっているわけです。

会長（河崎敦夫君） ここに謝罪文がありますから、私の方で朗読させてよろしゅうございますか。本人から謝罪文がでておりますから、議長からこの謝罪文を朗読してよろしゅうございますかという事です。とりあえず。

8月21日阿蘇いこいの村で行われました、第2回阿蘇中部4町村合併推進協議会終了後の懇親会の席での挨拶まわりの際、波野村の水野議員さんに対し小規模町村のあり方が国において検討されておることが新聞報道されたことに触れ「波野村や産山村のような小さな町村を大きな町村が救っていかねばならないですね」と言ったことで「救うとはどういうことか、あくまで対等合併だろうが」と話されたので「言葉の使い方が不適切でした。」とその場で何度もお断りを申し上げて帰りました。私の真意としては今回の合併を是が非でも成就させて国の言う合併特例法以前ほど小規模町村にかせられるような権限縮小、あるいは地方公共団体としての性格を取り上げ、区に格下げするようなことになってはならないためにもこの機を逃さないで合併にもつていかねばならない、なりませんねと言いたかったものであります。祝宴の席とは言え、事務方のトップという立場の私の不適切な発言によりまして合併論

議に水をさすようなことを言ったことを誠に申し訳なく思っております。本席をお借りいたしましてお詫び申し上げますこと、誠に申し訳ありませんでした。」という謝罪文でございます。

産山村（井 正吾君） 私は産山村の井でございます。この合併については非常にみんな真剣にやって考えている中に、大きい町村であるからといって小さい町村の差別するような発言をすることであれば我々としても非常に憤慨をいたします。今後の大きい町村がそういう態度で合併に望むのかどうか、阿蘇町全体がそういう考えをもっておるから、そういう発言が出るのであるのか、そこらあたりのところを詳しくご説明いただきたいと思います。

会長（河崎敦夫君） 祝席においての個人的な発言であって、阿蘇町を代表するようなそういう発言ではないわけですね、ただ、私がこの協議会の会長をおおせつかった時の条件といたしまして、お互い4カ町村言いたいことを言おうじゃないか。それで親密を求めてそして合併が成功するようにやりましょう。言いたいことを言いましょうといったのは、それを条件で私は会長を引き受けたという経緯がございますが、そういうことですね、阿蘇町の総意でないことは間違いございません。以上です。

産山村（井 正吾君） 今後一切そういうことがないようにしていただきたいと思います。産山の議長がたぶん2回目の席だったと思うんですけども、言葉には謹んで今後の町村合併の協議を進めていこうと言った矢先にそういう問題が出てくるといことは、そう考えているとしか思われないうわけでございます。小さい町村を差別するような発言だけは謹んでもらいたいと思います。

波野村（後藤新一君） 内容につきましては我々はその経過については十分、分かっております。ただあり方がふさわしくないというような結果でございますので、そのへんは特にまた要である総務課長ですから、そのへんは大いに今後謹んでもらいたいということを特に事務屋さんですので、そのへんは特に謹んでもらいたい。やはりすべてのことはこの審議協議会の中で審議されていきますのでですね、それに何か課題を与えるようなことは、あまりしてもらいたくございませんので、そのへんは十分我々も強く要望いたしております。経過についてもいろいろなお詫びの点も聞きましたけども、私はこのへんでいいんじゃないかなというふうに思っております。皆さんも中味についてはお分かりになったろうと思しますので、よろしく願いいたします。

波野村（水野日出男君） 今ですね、何ていうか、今どのようなことをおっしゃったかと言うことはですね、これが非常に大切なことなんです。本当に非常に大切なことです。今説明を聞きますとですね、自分の発言を正当化するような発言に摩り替わっております。聞いたのは私ですから。聞いたのは私ですから。そのような発言、自分を正当化するような発言にですね、内容がかわっているんですよ。私はこのようなことにならないように、最初から河崎町長もおっしゃられたと。何のために詫びるのか、そのへんのところをおっしゃって謝罪していただければ、私たちもそれなりですね、言い方を。これは今から一緒になってやっていかなきゃならんところですから。しかしですね、発言の内容を自分を正当化するような発言をされた。そこで皆さんに納得していただくということになればこれはまた違いますよ。そういう発言内容ではなかったですよ。いいですか。みなさんようと聞いて下さい。こうおっしゃったんですよ。「波野と産山はですね、今回の町村合併にはですね、かてないほうがいいと。本当はかてないほうがいいんだと。」こうおっしゃったんですよ。それを聞いて波野の方は、産山の方は笑って過ごされますか。じゃないですか。それが若干不適切な言葉とか発言とかいう内容のものではないでしょうか。これは波野と産山を真剣に考えなければいかんわけですよ。本当にこれ差別なんです。偏見なんです。そのような認識をもっておられる。しかもこれは総務課長の発言なんです。私は面識はありません。そこでじゃあ御宅はどういう方ですかと尋ねたら名刺を出されたですね。詳しく申し上げますとするとそこで私も名刺を所有しておりましたので、実は私もこういう者ですがということで

名刺の交換をしたわけなんです。そういうことなんです。だからこの問題はですね、本当に自分達の言ったことをですね、これ大変失礼ですが、失礼ですが、組織の中の人達はすぐ正当化、自分のための正当化しようとする傾向があります。これちょっと別途ですね。本当に言われたことに心から陳情する、詫びるという気持ちがあるなら、正直に申し上げていただいて。私どもそれをしいて追求しようとか、そういうふうなことは毛頭考えていません。ただしこれだけは審議会の中において今から審議していくわけですから、五百八十数項目というやつを。その時にはやっぱり差別があってはならない、偏見があってはならないでしょうが。だから皆さんにはっきりここは何の為のどういう事情によって陳謝するのか、謝罪するのか、そこがなきゃ分かんじやないですかと。

会長（河崎敦夫君） 理由は先程申し上げたとおりでございますが、そうじゃないとおっしゃられますから、言うた、言わん、聞いた、聞かんのことになるかと非常に問題がある。なかなか解決できないと思っております。従いまして、最高責任者であります、町長河崎も心の底から陳謝申し上げておる次第でございますが、この陳謝以外に皆さん方のおっしゃるとおり、対等合併で、この合併を進めていかねばならないという時点で、どのような謝罪の方法があるかどうかをお聞きしたいと思っております。

波野村（水野日出男君） ただ今おっしゃった事は私に対してですか。

会長（河崎敦夫君） それはあなたが発言者ですから、それは委員会の皆さんも含めて全員の皆様方を含めての取り組みです。陳謝しているのにもかかわらず、それが出来ないとなりますと、どうすればいいのか、私もちょっと今陳謝自体も迷っているわけでございます。

波野村（水野日出男君） 陳謝されたことは私も認めます。ただし、そのような発言の内容が摩り替わっておるんですよ。それはあくまで申し上げたように、自分を正当化するような発言になっておるわけです。そうじゃなかったんですよ。

会長（河崎敦夫君） だからそれを含めてですね、大も小も同じです。これは。この大事な時にささやかな差別とも言われましたけども、そういう発言も大きな発言もこの水をさすような発言をですね、謹んでもらわねばならないわけでございまして、そういう意味ではですね、大小問わず不適切な事があったのは大変遺憾であるということで、謝罪を申し上げたつもりでございます。その後どのような謝罪のとり方があるか、お聞きしたいわけでございます。委員会の納得のいくような謝罪の仕方があるかないか。これ以上の謝罪の方法があるかないかです。

阿蘇町（松永 勲君） 先程も申し上げましたが、大変申し訳なく思っております。ご承知のとおり対等合併でございます。大きい小さいは全く関係ございません。同じ立場、同じ目線で話を進めていくべきでありまして、私どももそのことについては十分受け止めておるつもりでございますし、ここは一つ是非私どもの立場もお取り組みいただきたいと、このように思います。よろしければ総務課長の方からお詫びを申し上げ、おおさめいただければ結構かと思っております。

阿蘇町（家入澄雄君） 阿蘇町の議員の家入澄雄でございます。うちの松永が申し上げたとおりでございます。私たちの議会の中でもそのように、本人から謝罪してですね、対等合併に持っていくのは十分存じ上げておるということを意を申しまして、寛容なる、寛容なる心をお願いしたいと思います。よろしく願い申します。

会長（河崎敦夫君） ここに謝罪文が出ていますよね。公文書です。これを先程本人に代わって朗読したわけですか。これでもう一回、どうですか、駄目ですか。

波野村（水野日出男君） 阿蘇町の総務課長さんもいらっしゃるんですね。本日出席されておるでしょう。自らの言葉が私はあってもいいんじゃないかな。そういう形はいただけないでしょうか。なめとるもん自分は。

会長（河崎敦夫君） じゃあここにはっきり総務課長という固有名詞が出ました。坂梨総務課長がおります。この公文書での謝罪文を本人口頭での謝罪を広く公開させていただか

ばならない状況になりました。坂梨総務課長、弁明することができるなら弁明し、出来ないならば深く謝罪を求めます。

阿蘇町総務課長（坂梨正章君） 阿蘇町の総務課長の坂梨と申します。先程、当協議会の会長の方から文面につきましては、最後までご披露いただきましたので、そのへんは割愛したいと思います。確かにその当時、新聞紙上で小規模町村の合併の特例後の支援後のことが紙上に出了たものですから、やはり権限縮小であるとか、区に格下げなりとか、そういった事にはならないためにも是が非にでもこの協議会でもって4カ町村が合併するということを私としては言いたかったわけなんです。私が救うと、小さい町村を大きな町村が救うという言葉、不適切な発言をしましてことが非常にこの合併論議を中断させる形に、水をさす形になりまして、非常に大変申し訳なく思っております。ただ一つ先程水野議員さんの方から波野村、産山村についてはかてないほうがいいんだと。そういった発言は全く私の方は申しておりません。これはもう天命に誓ってございませぬので、この点だけははっきり私の方から述べさせていただきます。それからただこういった形で本当の審議を中断するような格好になりまして、誠に事務の最高責任者として、大変申し訳なく思っております。今後このようなことのないように、関係委員さん方の寛大なる処置をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫君） ただ今当事者の坂梨からお詫びを含めた発言がございました。これについて何かご意見ございませぬでしょうか。

事務局長（岩瀬） 一つお願いがございませぬけども、お許しいたきまして事務局から発言させていただきたいと思ひます。実は事務局もこのことを聞きまして、そのようなことが起こったということで、大変さしでがましいですけども、二、三の方にそれぞれお尋ねいたしました。先程会長さんから言われましたように、言葉の行き違いがあつて問いただされたとき、そこは祝宴であつてどちらも根拠のないかということについては私もなかなか連絡のしようがございませぬ。話が違ふというのはですね、しかし先程からご発言いただいておりますように、どなたも町村合併に一所懸命でありますし、今坂梨総務課長さんの方からお詫びの言葉がございましたとあり、仕事も私も波野村でありながら、局長にさせていただいておりますが、会議の中でも責任をもつてやっておられますし、町の中でも対等合併だということも前面にだして職員一丸として事務採配をされております。ですから一所懸命にあるということは十分に私も、お認めするところでございます。それとまた、阿蘇町の町長さん、それから阿蘇町議会でもこのことを出されて、そして議長さんの方から副議長さんの方からも謝罪がございました。それでこれ以上言葉がいたしますと、せつかく水野議員さんもちろん一生懸命ではありますし、ご発言いただきました産山の議員さんも一所懸命には変わりない訳です。私たちの目指すところが4町村合併ということになるという気持ちが一緒であるならばこの言葉の違いは追求なくですね、どうぞ今の総務課長さんからの謝罪でおさめていただくならばと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

波野村（水野日出男君） 今事務局の方から合併を前にしての建設的な意見、発言だつたと思ひます。私どもも、そのために今日参席している訳でございます。ただし、私が一言申し上げなければならぬのは、今課長の発言からしますと私の言ったことが虚偽の報告になるわけですね。違ふんですか。私はこういうことをした、私が聞いた範囲ではこうだと。水野の言ったことは嘘ではないかということになるわけなんですよ。

会長（河崎敦夫君） 第三者があつたわけじゃないからですね。言うた言わんになる可能性が十分にあるということで私は先程発言したつもりですが、だから言った言わん、もう言ったかもしれない。言わんかもしれない。そこらへんの確認が第三者がいたわけでもないし、非常に難しいと思ひます。しかしこういう疑いをかけられた、そういう差別意識があつてやったんじゃないかというご指摘は十分反省しなければいけない。このように思っております。

波野村（水野日出男君） 私どもはですね、嘘偽りを言つて阿蘇町さんに対して喧嘩を売

るとか、そういうことではないんですよ。

会長（河崎敦夫君） それはうちの総務課長がそう言ったことになるわけですね。だからどっちも本当だと言えいいんじゃないんですか。だめですか、やっぱり。いかんせん追求してどう解決の落としどころを持っていかねばとするのか、そこらへんが分かりません。

波野村（水野日出男君） 私は、その落としどころとかというような言葉をおっしゃっているけれど、そうではないと。真実ですね。本当はこれについては大変事務局長が心配されて足も運ばれました。ですから私は当初に申し上げた、何のこういったことについてお詫びに、ということさえ分かっていたら私は何も言わなかった。だから、そのへんのところについては会長の方から挨拶の中でということだったから、そのへんを含めてくださいと私は言ったつもりだったんです。ですから今回のこの合併にしても、言った言わないというようなことになってきましたけれども、本当にこの小さな自治体が生き残っていくための合併だと私なりに認識しておるわけですよ。ですから、やっぱりこの地方自治というこの分権の時代の中で小さな自治体はどう生き残れるか、どうすれば行政ができるのか、それが最大の課題じゃなからうかと思っています。そのような時に、私どもはこの先程から何度かどっちが先かというのがありますが、やはり色々な町村が町村合併というのは前に進んでいくんじゃないかなという考え方を持っております。ですから、追求するというような言葉を返されますと、私どももそれについてまた何かを言いたくなりますけど、やはりこのへんのところで私たちも、産山村も気持ちは決して良くなかったでしょう。言われた方としては。気持ちは良くなかったでしょう。しかし合併という大きな山を越えなければなりません。お互いが一緒になって運命共同体になって集まるという答えを出さなければいけないんですよ。その手前の段階ですから。そういうふうなことで、阿蘇町さんの方の意も分からないでもございませぬ。ですからやはり今後の中においてそのような差別とも言いますが、偏見を持ったですね、目で波野、産山はやはりいてもらっては困るんだという、これは新設合併です、対等合併なんですから。ですから私たちは、一番大切なことは合併という論議が重なっていく中で、やはり弱者という立場に視線を置いての審議というものもある時は必要ではなからうかなと。なんにせよ、合併という地方自治の中で一番大切なことは、これだけ申し上げておきます。自治体を作り上げることが私は自分の課題だと思っております。

会長（河崎敦夫君） そしてそれを進めるにはやはりお互いの信頼関係だと思しますので、この件についてはまた議案審議等々が終わった後にまた再開したいと思います、議案審議を先にさせていただきたいと思いますが、委員さん、その他の皆様方のご意見いかがでございましょうか。

事務局長（岩瀬） ここは是非この場でお納めいただいてですね、そして次なる大事な審議に入っていただけますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

会長（河崎敦夫君） 今両論ありますが、どうしますか。後でもう一回やり直しますか。ございませぬか。じゃあもう謝罪は了解していただいたということでよろしゅうございませぬか。色々各委員会それぞれの波野、産山の委員さん方には大変ご迷惑をおかけいたします。会長として、あるいは阿蘇町町長として深く陳謝申し上げます。本当にご迷惑かけます。ありがとうございました。

事務局長（岩瀬） ありがとうございました。

あいさつ（阿蘇地域振興局長）

それでは次に、本協議会の顧問であります、阿蘇地域振興局長の岩下局長さんよりご挨拶をいただきます。

阿蘇地域振興局長（岩下直昭君） 阿蘇地域振興局長の岩下でございます。まずご挨拶の前に、先週土曜日に阿蘇町の町立体育館で開催されました合併シンポジウムについて、大変お世話になったことを御礼申し上げたいと思います。阿蘇郡の地元からは、当協議会の

河崎会長さん、そして小国の北里さん、そして県からは潮谷知事ということで、全部で6名のパネリストが様々な議論を交わされたわけでございます。河崎会長さんにはご多忙の中ご出席いただきまして大変ありがとうございました。特に河崎町長さんからは、全国の小規模町村の思い、あるいは不安を代弁されまして、国や県に対しても改革を進めるべきではないかというご指摘、あるいは税源移譲の問題、更には日本国全体の将来像の問題等を明らかにすべきではないかとか、非常に高い認識をお示しいただいたわけでございます。また会場には、地元の方々を中心とされまして約1,300人ものの方々にご参加いただきまして、非常に盛会のうちに終了したことを皆様にご報告申し上げますとともに、開催にあたってご協力いただきました各町村の関係の方々にご場をお借りして感謝申し上げたいというふうに思っております。

さて、協議会の開催は今回で5回目でございますが、これからようやく議題といたしますが、議論らしい、議論していただく内容にふさわしい議題を出していただいた時期でございます。入ってまいりました。事務方の皆さんの頑張りにこれまた感謝申し上げたいと思います。ということで、今回は合併の方式、そして合併の期日、議員の定数、議員の任期の取り扱い等の重要事項が表記の対象となっております。委員の皆様には忌憚のないご発言と活発な議論が交わされることをご期待申し上げますところでございます。県におきましては、設立総会の時に4町村に対しまして合併重点支援地域指定の通知を申し上げたとおり、4町村の取り組みに対しまして最大限支援してまいりたいというふうに考えております。今後合併論議がスムーズに行われていくためには、ここにお集まりの委員の皆さん方だけではなくて、住民の皆さんと一緒にそれぞれ一人一人が合併を自分のこととして考えていただきまして、合併の舞台に積極的に関わっていただくということが重要であろうかと考えております。そういう意味でも、先週開催されました合併シンポジウムが一つの大きなきっかけとなりまして、この地域の将来、そして未来の町づくりに向けまして、この協議会が極めて重要な協議会であることを今一度認識しながら、潮谷知事がシンポで取りまとめの時に発言しておりましたが、志の高い合併を目指した議論となることをお願い申し上げますご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局長（岩瀬君） どうもありがとうございます。

日程第4 会議録署名委員の指名

それでは続きまして、議事の進行の方に移らせていただきますが、議事の進行につきましては河崎会長さんを議長といたしまして進行させていただきます。

会長（河崎敦夫君） それでは議事に移ります。

まず、会議録の署名委員さんは。

合併推進協議会事務局次長（大塚） 会議録の署名委員さんにつきましては、本日産山村の井正吾委員さんと、波野村の水野日出男委員さんをお願いしたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

会長（河崎敦夫君） その委員さん、よろしくお願いいたします。

日程第5 会期の決定

次に会期の決定でございますが、本日一日でよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫君） それでは会期本日一日といたします。

早速でございますが、協議事項に移らせていただきます。協議事項順序によって、事務局から説明願います。

日程第6 協議第1号 合併の方式について

事務局次長（大塚） それでは早速協議第1号について事務局の方から説明させていただきます。

協議第1号の「合併の方式について」です。資料はお手元のA3版の横長の資料をもちまして進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

まず合併の方式につきましては、前回の協議会でご説明をさせていただきましたけれども、各町村の専門部会を通しまして各町村の意見を伺いましたけれども、4町村とも指定数合併がいいのではないかとということで回答がございました。案としましては、一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村を廃し、その区域をもって新しい市（市町）を設置する新設合併（対等合併）とする、ということで提案させていただいております。この案につきましては、資料のページ1の協議第1号のところに記載させていただいておりますけれども、資料につきましては前回の協議会でお配りしました資料を参考にご覧いただきたいと思っております。なお、提案の中に市（町）という記載をしておりますけれども、市か町かの件につきましては、次の協議第2号の「合併の時期」の中でご協議いただきたいと思っております。それでは協議第1号につきまして、提案の中身につきましてご協議の方よろしくお願ひいたします。

会長（河崎敦夫君） 協議第1号「合併の方式について」でございます。一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村を廃し、その区域をもって新しい市（町）を設置する対等合併の新設合併とするということでございますが、これについてはご意見ございませんね。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫君） ただしここでは市とか町とか決めんでいいのかな。

事務局次長（大塚） 今ご説明申し上げました、市、町につきましてはこれからの協議第2号の方で協議をいただきたいと思っております。それが決まり次第また入れさせていただきます。

会長（河崎敦夫君） それでは協議第2号、「合併の期日」についてを議題といたします。説明願ひます。

阿蘇町（小笠原徹朗君） ちょっと待ってください。少しお話をさせていただきたいと思っております。阿蘇町の小笠原と申します。観光協会から参っております。今皆さんの対等合併ということでいきましょうということで、これについては特別異存はございませんし、とてもいいことだろうと私は思っております。ただ町民の一人といたしまして、この4町村が合併しますとどんな市、どんな町になるのかなということをやはりきちっと説明をしなければならぬだろうという、説明責任が生まれると感じるわけでございます。平成12年度6月に熊本県から、熊本県の総合計画というプリントをいただいております。その中で、県民が主役の県政、地域が期待の県政、対話のある県政、パートナーシップを大切にしたい県政、成果を重視した県政と。新しい世紀を開く、産業が息づく云々と議員の皆さん、市町の皆さんご存知だろうと思っておりますが、そういうことを掲げております。阿蘇地域はどうなんだということで、阿蘇地域については神々の里づくりということでやりませんかということになっておるわけでございました。その中で、経済力向上のプロジェクト、購入活発プロジェクトなど書かれているわけでございますけれども、我々の住むこの地域は農林業と畜産業、そして観光業が大きな産業としてあるわけでございます。この中で本当にこの4町が合併をして21世紀の町ってどんなになるんだということを是非早めに町民にお知らせいただけるようなシステムを作っていただきたい。前回いただきました調整項目一覧という中に、特に企画部会の中で、町づくりということが大きく載っておりますけれども、詳細は別にいたしまして、骨、町の我々の4町合併した時の町の骨組み。小泉首相じゃありませんけれども、骨太の骨組みとは一体何なんだということをはっきりと示せるものがあれば非常に私どもは討議をしやすいですし、特に観光協会の会員メンバーにも、こんな町になるんだぞと、我々の役割はこうなんだというようなことを説明して議論の中に広げていけるのではないかなと、そのように思っております。どうぞそこらへんのことをご勘案いただければ幸せだと思っております。よろしくどうぞお願ひ申し上げます。

会長（河崎敦夫君） 事務局。

事務局次長（大塚） 今ご意見をいただきましたけれども、本日協議の中でその他ということでも、本市町の建設計画の今後のスケジュール等につきましてご説明をさせていただきたいというふうに考えておりました。これまた本日の協議が終わりまして一番最後にお話をしたいと思いますけれども、その本市町の建設計画の中で、将来構想とか理論づくりをどういったふうに進めていくかということの説明をさせていただきたいと思っております。また後ほどの説明になりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

（小笠原哲郎君「はい結構です」と自席より発言あり）

会長（河崎敦夫君） じゃあ小笠原君、そういうことで後で。

他に何か、できましたら今阿蘇町の委員からでございますが、一の宮どなたか。協議1号2号についてですかね。1号。意見なし。異議なし。

波野、産山さんいかがでございますか。それでは協議1号については4カ町村の地域を廃して新しい市か町を設置する新設合併、対等合併ということにする、ということで全員賛成していただきました。

協議第2号 合併の期日について

次に協議2号の合併の期日ですか。これを議題といたします。

〔「ちょっとすいません」と呼ぶ者あり〕

波野村（後藤新一君） 会の進め方なんです、ちょっと一つ今出たように一議案一議案今進めておるわけですが、ちょっと参考じゃありませんが、波野の場合ですね、一応9名推進委員がおられますね。各町村ありますね。ですから、ここに来る場合は波野は波野で意見をまとめて参りましょうということで、今2回目にわたってもうやっておるわけです。ですから、うちはある程度まとまっているわけですね。ところが他の町村は相談してないから一人一人の意見が出てくるわけです。ですからその進め方はどうでしょうか。私は今後できればその町その町で、町村であるいはまとめてこの会に入って全体で協議するという形の方がいいんじゃないかなと私は思っているんですが、どうでしょう。

会長（河崎敦夫君） 是非そういう形で私も会長という独断と偏見ではございませんがそういう形で進めるならば非常に順序よくいくんじゃないかなと思います、事務局、そういうことでどうですかね。これについては、特に2号については各町村の意見を集約してくださいということじゃないのかな。代表者で。違うか。

事務局次長（大塚） 今から各項目ごとに進めたいと考えてたんですけれども、それぞれの項目につきましては各町村でご意見がまとめられたものがあればまずその各町村のご意見を伺った後で、各委員さんのご討議の時間をということで、そうしていただければと思いますけれども、それでよろしゅうございますでしょうか。

会長（河崎敦夫君） 特別委員会か、この9名の委員会か知りませんが、そういうのがあれば、特に協議2号、順序を追っていけば協議2号の合併の期日その他についても、波野も協議が終わっておれば報告していただきたいと思えます。

事務局次長（大塚） 一応、各協議の項目毎に事務局から簡単に説明をさせていただきまして、その後に各町村からまとまったご意見をということでよろしゅうございますか。できるだけ早めに説明しますので。

会長（河崎敦夫君） 事務局から直接色々出していただいて、そして各町村の意見を十分出していただくということできたいと思えます。

事務局次長（大塚） それでは早速ですが協議の第2号の「合併の期日」でございますけれども、合併の期日につきましては、市制を目指すか町制を目指すかという点と、合併の期日をいつを目処に合併を進めるのかということで、この2点がポイントになるかと思えます。市制を目指すか町制を目指すかにつきましては、今後の他の協議に非常に影響して参ります。

スケジュール的に影響して参りますものですから、できれば本日の協議の中で市か町かの方向性だけでも出していただければというふうに考えております。その点をふまえて、市か町か、そして合併の期日をいつを目処にするかということでご協議の方をよろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫君） ただ今事務局からございましたが、期日と併せて市か町かどちらにするかということの選択だな。これ町村会、幹事会で何か案はなかったか。

事務局次長（大塚） それぞれの町村で聞いていただくといいです。

会長（河崎敦夫君） はいどうぞ。じゃあ波野さん。

波野村（後藤新一君） では一応私の方で今協議会にあたって波野村内の委員の中でこの5項目について検討しました。そして申し上げました。それぞれの項目においてどういう意見がございましたかと。最終的にはどういうことになりましたかということでもとまっておりますので、それをまとめたことだけを申し上げます。経過については色々ありますが、そういうことです。まず1点の1番についてはもう先程も現行のとおりということですが、町を主体として考えております。それから2のことにつきましては、17年3月31日ということで、これも当然町制ということで行きましょうとって下さいよと言うようなご意見がございます。以上でございます。2番目については。それ以外についてはその都度申し上げますが。

会長（河崎敦夫君） それでは産山さん、いかがでございますでしょうか。

産山村（井 正吾君） 今日は産山の委員長が来ておりませんので、代わりまして私の方からご報告させていただきます。今1号の議案につきましては決議されたことに従うということでございます。対等合併ということで、産山村ではそういう考え方で進むということでございます。次の期日につきましては、17年3月31日までとする、ということ決議をされております。それから市制、町制ということに関しましては、町で進むということ産山村はそういう方向で進むということでございます。以上でございます。

会長（河崎敦夫君） それでは阿蘇町。

阿蘇町（高藤拓雄君） それでは阿蘇町の協議事項につきまして申したいと思えます。

第1号議案につきましては、文面のとおりでございます。

第2号議案につきましては、案、阿蘇中部4町村は合併により市制施行を目指すものと、合併の期日は国の動きを見ながら別途協議するというようなことで意見を一致をいたしております。

会長（河崎敦夫君） 次、一の宮。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原でございます。この2号の協議につきましては、結論だけを申します。色々意見はございましたが、期日は平成16年の3月31日で行くと、市制で行くというのが結論でございます。

会長（河崎敦夫君） はい、ありがとうございました。それぞれ、町村によって若干の違いはございますけれども、17年3月と16年3月まで、それと町を目指す、市を目指すというのが分かれておるようでございます。このへんについて何かご意見ございませんでしょうか。それぞれの町村でよく審議検討された結果だと思えますが、この意見の違いをどのような形で今回これから検討していくのか、事務局方どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫君） はい、どうぞ。

産山村（井 正明君） 産山村の井です。産山村は井以外は2名しかいません。それだけ申し上げまして、井 正明でございます。今各町村で協議された結果が市制を目指す阿蘇町と一の宮町、それから町制を目指す波野村と産山村と二つに分かれたわけでございますが、合併する以上はどっちかに統一しなければいけませんわけで、これまでに至った経過をそれぞれの町村から説明をいただいて、協議をして進めていただきたいと思いますとそれが一番手取り早

い方法ではないかと思っております。よろしく申し上げます。

会長（河崎敦夫君） それぞれの町村の協議結果についての経過を踏まえた発言を求めたいという産山さんの方からのご意見でございますが、いかがでございましょうか。

よございますか。はい。それでは、そのようにしたいと思えます。では逆に一の宮さんから今度いきますか。

一の宮町（笹原瑞穂君） 笹原です。いろいろ意見がでましたと言いましたが、やはり町でいこうという人もおりました。推進委員さんの5名の方も町の5名の方もおられますが、意見を話を聞きましたところ阿蘇町の言いました でいこうという話もございました、 でいこうという話もございました。ただ最終的には で平成16年3月31日で行くということで決定しております。

会長（河崎敦夫君） じゃあ阿蘇町。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。まず、何故 の方になったかと申しますと、皆さんご承知のように自民党試案で市制に対する特例法を1年間延長するという風な試案が新聞等で報道されたところでございまして、そういった国の方針も変わりつつあるところから、今後の動向は国の動きを見ながら別途協議するというふうなことで決定をいたしております。何故、市がいいかという議案につきましては、仮に何何市という名称がつかましてもその後に波野町とか産山町とか阿蘇町とか一の宮町とか従来の町名が残るのではないかと、そういった意見もございましてこれはもう全員一致で決定をいたしております。以上であります。

会長（河崎敦夫君） それでは、産山さんお願いいたします。

産山村（井 正明君） 産山村、井正吾でございます。産山村が何故町制を目指すかということで議論を協議をいたしました中で現在4カ町村が合併をいたしましても三万三千ぐらいですか、その中で今後人口が減少することは目に見えているというふうに思っております。そういう中で市制を目指すも市長がおり市議会議員がいるということになりますと、現在の委員報酬から色んな報酬に職員の報酬にいたしましても市にならった例で引き上げられていくとこの経費を節減しなければ、合併して経費を節減しなければならない中に当然そういうことになれば町制で行くのが妥当であるというふうなことで町制ということに設定をいたしました。

会長（河崎敦夫君） はい、ありがとうございます。じゃ波野さんお願いします。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤です。この町制についてはですね、色々先程もちょっと申し上げましたように、論議ございました。ただ今産山の方から言われたように今後の財政の見通し、全体的な財政の見通しそれから人口の見通しこの2つが大きくとり立たされております。今までこういった推進協議会の中で資料として提供してもらったものから見ましてもいずれにしても財政的にも非常に今後厳しいと、特に自主財源の少ないこの地域についてはやはりどうしても国の交付税等を主体に自主財源に頼っているというようなところでございますので、このへんの非常に財政が厳しくなるばかりだというようなことです。それから人口の見通しについてもしかり先程産山さんの方から言われたようなことで何かそこに人口の増という要因があればですね、見通しが出来れば私は市といっても過言ではないと思うんですが、どうも行き先どこから資料をだして推測しましても人口は減るのではないかなというようなことであれば、小さい市より大きな町の方が今後いいんじゃないかなというようなことでございます。そういうのが大きな結論に至った内容であります。

会長（河崎敦夫君） はい、それぞれ4カ町村から期日あるいはまた市を目指す、町を目指すかということでそれぞれ分かれておるようでございますが、その根拠というのはどうでございましょう、色々具体的には出された面もありますね。市長も含めた報酬の問題とか恐らくその人口増は九分九厘も望めないのは間違いないと、そこへんのところでこの調整をどのようにしていくのかどのようにしなくてはならないのか、事務局は何かありますか。幹事

会の時に検討していくのかな。

事務局次長（大塚） こういった会議というのは、非常に良い機会だと思うんですけど、できればですね、もう少しですね今まとまった意見として、市が良い、町が良いという話を伺いましたけども、各委員さんの色々な意見をですねできればどちらの方が市が良い、どういった点で市が良い、どういった点で町が良いんだということをですね、もう少しご協議頂きましてですね、それを参考にもう一度ご検討というような形にできないかというふうに考えますけども、もう少し意見をよろしゅうございますでしょうか。

会長（河崎敦夫君） どうぞ。

阿蘇町（松村勝美君） 阿蘇町の松村でございますが、まず期日の関係でですね阿蘇町が国の動向を見ながらというようなことで、あのように一応決定をしたわけでございますが、その中身についてですね先程委員長のほうからお話がありましたけれども、若干補足をさせていただきたいと思いますが、まず合併特例債の関係ですね、この関係については私が報道的に調べた範囲では、合併の当該年度を除いてですね 10 年間特例債をやるというふうなことでなっております。そうなりますと、特例債そのものがですね、今の県である程度案を示しております特例債のものが 1 年間合併年度を含めて 11 年になるわけですが、そういったことになりましたと、特例債なるものがですね増えてくるのかどうかというのが一つ疑問としてありました。それとも一つ、地方交付税の関係、地方交付税の関係が一つどうも引っかかる点がございまして、一つはですね合併をした年度を除いてですね 10 年間については既存の 4 力町村の地方交付税をですね算入しているんだというふうな特例法になっておりまして、そしてなおかつその後 5 年間についてはですね、一定の地方交付税を満たしながらですね、いわゆる 5 年後はですね三万二千人の市制施行のですね、市制であれば市制施行の交付税に変えていくんだというふうな内容になると思いますが、そうなりますとですね何故阿蘇町が市制にこだわっておるのかという一つはですね、まず阿蘇町の交付税を考えた場合に阿蘇町と牛深市はですね人口的にはあんまり変わりません。ところが今地方交付税から見ますと、阿蘇町が三十五億ですね牛深はたしか五十五億ぐらいきとったと思うんです。そういうことで二十億のですね、そこで交付税の開きがございまして。そこが何であるかというのは地域振興局の方にも随分お尋ねを申し上げましたけれども、具体的には内容については分かりません。これは色々な話をして見ますとですね、一つは町村の場合はですね県がですね地方交付税を算定するんです。市制施行の場合は国が算定するんだということで、そこらあたりの地方交付税のですね、算定基準が違うんじゃないという程度のあいまいな答えしか頂いてない訳ですが、いずれにいたしましても町村と市で考えた場合ですね、それだけ交付税が違うのは何かあるのかなというふうに私共は考えていたわけですが、その違っているのはあんまり分かりません。従ってそこらあたりを明確にすることによってですね、やはり今は阿蘇町と牛深市がですね、それだけの交付税が違うということであればですね、やはり市制施行にもって行ってですね、少しでも交付税を頂くというふうなことが必要じゃないかというのが 1 点ですね、それともう 1 点これは福祉事務所の関係がですね、福祉事務所の設置義務が出されるということでございまして、福祉事務所の設置義務について阿蘇町の方に私は関わりましたけれども、かなりですねこの知的障害から児童福祉法母子関係からかなりですね、福祉関係の費用がかかります。全体だいたい 2 ヶ月程度です。ほとんどの許認可申請が、申請から認可までの期間を要しているというふうに聞いておりますが、それが福祉事務所直轄になりますと、もちろん社会福祉主事におきまして国からの地方交付税によってですね、福祉行政が進められるということであれば、4 力町村のそういった弱い立場の人達ですね福祉行政というのがですね、円滑に進むんじゃないかというふうなことも一つ大きな柱としてはございました。そこらあたりのですね、もう少し見極めながらいわゆるそしてなおかつ国の動向をみながらですね、進めた方がより効果的じゃないかということですね、2 つの要件でこの 番の案にですね一応まとまったというふうに考えて

おります。で事務局の方からいただいたですね、内容の中にですねいわゆる福祉事務所を設置した場合のデメリットというのがございました。その中に福祉事務所を作って市制になって福祉事務所を作って人口が減った場合にですね、いわゆる福祉事務所がお荷物になるんじゃないかというふうなデメリットがあげられておりました。これは非常に考えさせられる問題だろうと思いますけども、今の福祉行政の状況からみてですね、今後そういったふうに私共が手助けをしなきゃならぬですね、福祉関係の事業というのはもう少し拡大するんじゃないかというふうに私共はとらえておまして、そういった面で行きますと福祉事務所の設置というものはですね、非常に重要な問題じゃないかなというのでこれはそれはやっぱり議論をしながらですね、やっぱりやっていく必要があるということも一つ材料としてございます。そういうことで、今申し上げましたように地方交付税の関係、合併特例の関係、福祉事務所の関係ですね、こういったものをトータル的に一応考えましてですね、先程委員長のほうから話がありましたように、自由民主党が出しております市制施行の問題等も含めながらですね、一応国の動向を見ながら、期日を決定して言ったらどうかというようなことでまとまったような気がいたしておりますので、一応それだけをですね付け加えさせていただきます。それと、これは事務局の方にですね、先程申し上げました地方交付税の関係、それと特例債の関係ですね、これあたりについては、私が申し上げたことがそのとおりなのかどうかのことであることを確認をさせていただきたいと思っております。

会長（河崎敦夫君） どなたか、ご意見ございませんか。どうぞ。

波野村（大塚國勝君） 波野の大塚と申します。松村委員の言うのはすごくみんなを説得する材料だと思いますけれども、それをもっと詳しく事務局のほうで提案をしていただくと私共良く分かりますけれども、松村委員の言うのが全て本当であるかどうかは私共はまだ疑問視するところは多々ありますので、その点のところを事務局のほうでおまとめいただいた中で市制にするのか、町制にするのか、今言われたように30億と50億という20億の大きい差がありますので、そんな大きな差があるとすれば私共はやはり3万を割ったとしてもそれが市制のほうがいいということであればそういうことで検討していかなければいけないと思っておりますので、まずその資料の提出のほうを急いでいただきたいというのが私の考え方です。よろしくお願ひしたいと思います。

会長（河崎敦夫君） どうもありがとうございます。他に、はいどうぞ。

阿蘇町（小笠原徹朗君） すいません何度も。また何とか言います。僕は今の議論を聞いてまして、人口が減少するのは目に見えている。それから市にならった経費が増えるのではないかというご議論がありましたけれども、地方分権というのは皆さんもご存知のように、私共もそういうふうに教えられましたけれども、自分でした糞はきちっとケツは拭けと。自己責任であるということなんですね。そうした時に、自分たちの体力に合わせて職員の給料ですとかインフラ整備ですとか、そういったものは当然他の町村と何も一緒にする必要はないんじゃないか、ということが一点ございます。それから、例えば今熊本市の人口は周辺部含めて膨らんでおります。大津町なんか非常に大きく膨らんでおりますが、もし57号線の拡幅ですとか更にインフラ整備が進めば、もっとベッドタウン化する可能性がありますし、それから将来この環境を維持すれば、他の地域から住み良い町だと、住み良い土地だということになれば阿蘇地域に住んでみたいという人もないではないだろう。つまり、地域間競争にどうやって勝つのかということが僕は人口を増やす一番の要因だろうと思うんですね。今、合併しようとしている時に、人口は減少するのではないか、財政は緊迫するのではないかというような暗い見通しを持つなら、私はのっけから合併しないほうがいいんだと。少なくとも未来に対して明るい要素を我々はいっぱい探した上で合併するというのが本筋ではないかと、私はそのように思っております。

会長（河崎敦夫君） はい、他に何か。はい、どうぞ。

阿蘇町（家入澄雄君） 事務局にまず、皆さんにお知らせしてほしいというのが、阿蘇町

の家入でございます、失礼しました。自民党腹案で人口要件の3万人が16年3月から17年3月まで延びるんじゃないかという、自民党腹案で国会に上程するのが恐らく2カ月後ということで進めておるようでございますが、事務局としてはこの腹案についての正確な情報というのは入っておりませんか。

事務局次長(大塚) 最終的に決定というのはまさにその2カ月先のお話になりますので、正確にこれでいいということは今のところ言える状態にございません。ただ、かなり高い確率でそちらのほうにいくだろうということは想定できると思います。

会長(河崎敦夫君) はい、どうぞ。

一の宮町(宮崎昭光君) 一の宮の宮崎でございます。先程委員長のほうからうちの町の協議事項概略の説明がございました。その後色々な意見が出ましたけど、うちの町の議会特別委員会、特別委員さん、合同、その前に一回全員でこの件に関しましては再三協議した経緯がございます。その中で、阿蘇町さんの意見、福祉事務所の問題とか色々な議論は当然出ました。人口の問題も出ました。最終的になぜ16年にしたかといえぱですね、国の動向というのはこれは未定であって、国の動向を見てから動けば事務局サイドのいわゆる専門委員会、現在進んでおりますけど、この協議事項がですね、例えばまず市制を目指すならば16年ですよ。線引きがしてございます。これを16年を17年に延ばすというのはまだ未定。先般我々は国会に参りました。代議士の方の、ある代議士にお尋ねしましたが、まず無理だろうと。延長はですね今のところ。しかしそれを今言えぱ、せっかく法定協議会とか色んな全国各地上がっている協議がまたずれる可能性がある。国の主体は一応この期限を延ばす考えは持っておらんといったご意見が出ました。うちの町はそういったことを踏まえて、例えば事務局サイドの進み具合、16年を目指すとするれば現在の4町村の事務方、16年に全て例えば電算とか色々問題があります。そんなのを揃えたらかなりハードな期間だと聞いております。しかしながらその市制を目指すならばですね、専門委員会はそれを目指して頑張っていたきたい。だから16年といった期日設定しております。

それから事務局にもう一度お尋ねしますけど、市町村行政。先程阿蘇町の松村収入役からも財政の問題でお話がありましたけど、我々もその部分は今初めてお聞きしましたけど、我々が聞き及んだ今までの合併の上っ面と申しますか、表の勉強会では、市町村と申したなら全く一緒ですといった答えが返っております。ただ、市になった場合は福祉事務所が置かれます。ならば、うちの町としてはせっかく合併するならばその市町村行政、何もメリットはないと、同じならば。ただそこに一つだけ福祉事務所設置が認められるならば、それを有効に利用しようといった結論に至っております。福祉事務所を置かなくても、町の場合でも福祉協議会、当然置かなければなりません。福祉事務所を置いた場合は交付税の対象になるということで、そういったこともこの決定の背景にございます。以上です。

会長(河崎敦夫君) ありがとうございます。他に。はいどうぞ。

産山村(井 正明君) 産山村の井 正明です。先程から議論、百出と申しますか、様々なご意見が出ておりますし、阿蘇町の小笠原委員さんがおっしゃいましたように明るい展望を持って合併をしていきたいと。これは私もたしかに同感でありますし、やはり暗いイメージで合併はしたくないと思っておりますが、現実はその甘くないのではないかと。世界の人口は今爆発的に増えているということでもあります。日本の人口はご承知のとおり少子高齢化が進み、人口は今からかなりのペースで減少していくというような見通しが持たれているのでありますし、これからどんなに努力しても人口を増やすということはかなり至難の業ではないかというふうに考えております。それから阿蘇町も松村委員さんからの牛深市が交付税55億、阿蘇町が同規模で35億しかもらっていないというようなお話がございましたが、産山村も、もし4カ町村が合併した場合に同規模で市の状況をいくつか調査させていただきました。その中の一つ、水俣市ですが、大体3万ちょっとですが、市長それから職員、議員の報酬ですね、かなり高い。例えば議員だけで眺めてみましても産山と比較して約10万ぐ

らしいの差がある。もともともっと人口が多かったんだろうからそういうことになったのかもかもしれませんが、そういうことをやっぱり交付税の対象になっているのではないかなというような気がいたしました。それから、福祉事務所の件でございますけど、確かにこれから福祉の問題は大変重要な問題であります。もちろん障害者もかなり増えているような状況の中で、福祉事務所を設置すれば、大体見通しとして1億2,000万ぐらいの交付税が査定できるということでございますけど、事務所を設置し、また職員も雇用してやっていけば、人口の減少というものがかなりの重荷になってくるのではないかというデメリット的な見方もされているようでございます。また、私共委員の平均年齢が何歳かは分かりませんが、私個人で申しますならばもうやがて高齢化率の対象者になろうとしておるような現状でございます。私共老人福祉の問題も精一杯、産山村としては取り組んでまいりました。福祉の問題、シルバーヘルパー、また子供ヘルパーなども作って努力してまいりましたが、私共が今から老人になっていってその福祉で面倒を見てもらう年代にさしかかった現状の中で、今福祉事務所が果たして作るということが住民に即受け入れられるのかなと。やはり我々の福祉の問題はもっと若い世代の人が考えてくれるのが本当の意味での福祉じゃないかなというような気がいたします。もちろん我々も精一杯福祉の問題には取り組んでまいっておりますが、福祉事務所で人口が減少して足を引っ張るようなことになるよりも、もちろん町、町制でも福祉事務所は設置できるんですが交付税の対象にならないとなっておりますのでこれは難しいと思いますが、今も人口が減少しつつある中で、やはり町制を目指すというのが最善の選択肢ではないかなというふうに産山村は判断をいたしました。以上です。

会長（河崎敦夫君） はい、ありがとうございました。

ではそれぞれご意見が出ました。市にするか町にするかで二分されておるようでございますし、これについては非常にメリット、デメリットを考えた上での意見の分立だと思えます。従いまして、これについては事務局のほうも市なのか町なのか、市の場合のメリット、デメリット、町の場合のメリット、デメリット、これを比較検討するような資料を、正確な資料を準備すべきではなからうかと。でないと、やはり「だろう、だろう」のことではなかなか結論に達しない。従って今から事務局にこの市に、あるいは町になった場合のメリット、デメリットを明確に、正確に出していただきたいと思えますが事務局どうですか。

事務局次長（大塚） 今日ちょっとお話し色々伺いまして、こういった資料が必要だろうというお話がございました。そういった資料を事務局のほうでまた準備をしてご協議いただきたいと思えますけれども、最後に一点だけ、町のほうがいいというメリットの話は今高齢化の話と予算の話とが出ましたけど、その他に各町村の中でこういったところで町のほうがいいんだというようなご意見が出たようなものはございませんでしたでしょうか。もしよろしければそういったご意見もこの時間に是非伺いたいというふうに考えております。

波野村（大塚國勝君） 波野の大塚です。事務局といいですか、専門部会の意見等を聞きますと、16年の3月31日という1年間という時間的な制約があります。このことについて職員はすごくハードに思っておられます。それから先程小笠原さんも言われましたように、プランニングが一番大事だと思います。プランニングの中で短期間で立てることの問題点とか厳しさ等もありますし、16年3月31日という時間的な制約のほうが僕はすごく大きいというふうに感じますので、そのへんのところも市制にするか町にするか、それから16年か17年かの日程を決定するにあたっての参考にさせていただきたいというふうに思います。

会長（河崎敦夫君） 他に。いずれにしても、この協議2号については期日も含めて、町にするか市にするか今日の結論は無理だと思えますが、どうですか、事務局。

事務局次長（大塚） 今日説明の中で、事務局のほうで正確な資料をとということでございましたけれども、一応前回の協議会に提案した資料が今出せるような状態で正確な資料ということで作成してお出ししたつもりでございます。ただ、今日色々なご意見等がございましたので、こちらのほうでまた調べられる限りにつきましてはまた調べをいたしまして、そ

してできるだけ早く、間に合えば次回開催の前に各委員さんにお送りをして、そして次の協議会で再度、特に市にするか町にするかの部分につきましては是非再度ご協議をお願いしたいというふうに考えております。それでよろしゅうございますでしょうか。

会長（河崎敦夫君） 阿蘇町から出た交付税の問題、それから人口減に伴う、重荷になるんじゃないかという論法、それから小笠原さんのご意見もございました。これをケースバイケースで問題点に対する答えというのか、これを出さないと、到底先に進まないんじゃないかと。今日の問題が今までのメリット、デメリットの資料の中に入っておるかどうか。

事務局次長（大塚） 今お尋ねになりました各個別の項目につきましては、これまである程度は口頭ではお答えできるんですけども、一応ペーパーでまとめてお配りしたほうがいいかと思っておりますので、それにつきましてはペーパーに載せまして即出来上がり次第お送りしたいというふうに考えております。

会長（河崎敦夫君） 事務局は早急にメリット、デメリット、市にした場合のメリット、デメリット、町の場合のメリット、デメリットを参考資料として正確なやつを。まだ国の動向を見極めないところもあるわけだな。

事務局次長（大塚） そうですね、そこはもうちょっと見極めつかないところでございますので。

会長（河崎敦夫君） ただ、それによって17年も16年の合併も検討課題になるわけだな。国の動向。

事務局次長（大塚） お答えできるところはちゃんと整理しまして、そしてまた今回出してありますけれどもまた別な検討もできればそういったものも含めまして一度各委員さんのほうにお送りしたいと思っております。そして是非次の協議会でもう一度こういった形でご議論いただければというふうに考えます。

会長（河崎敦夫君） では今の一応の疑問点というのを明確に、今日の疑問点だけは明確に出してほしいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

従いまして協議第2号に対しては、はい。

阿蘇町（松村勝美君） 先程牛深の資料を私も持ち合わせではありませんでしたが、一応11年の決算で52億です、52億、牛深ですね、地方交付税。だいたいうちが33億から35億ぐらいですので、だいたい17、8億ぐらいですね、牛深と違うというふうなことで、そこはなんでそういうふうに違うのかというのが良く分かりません。それと事務局にご要望でございますが、合併の期日を決めるのには先程もおっしゃいました特例債の年度を除いた10年間とか、交付税の年度を除いた数年間でなおかつ5年間で変革をしていくとかですね、いろいろな内容の国の特例法がありますので、それともう一つ、過疎債もあったと思います。過疎債の色々なやつもですね。そういうやつなんか明らかに調べれば合併の期日もピシッと決めていった方がいいんじゃないかなというふうに思います。従ってそこらあたりも含めて資料を出していただければ、委員さん全員お分かりになるんじゃないかと思っておりますので、是非よろしくお願ひします。

会長（河崎敦夫君） よろしいですか。やはりこれ委員さんもさることながら我々も帰って住民に対する説明、説得というのが非常に大事なことでございますから、それもメリット、デメリットのちゃんと判断する資料として早急に作っていただきたいと思っております。例えば二とおりあるわけですね。これについては国の動向でまだクエスチョンマークになっておることもあるかと思っておりますけれども、それはそれでいいんじゃないでしょうか。とりあえず協議2号についてはそういうメリット、市あるいは町を目指すメリット、デメリットを再確認しながら決定していきたいということでもよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫君） お諮りいたします。

これより休憩にさせていただきます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫君） それでは10分間にします。

10分間 休憩

事務局長（岩瀬） 審議継続で開会いたしますので、どうぞ会場のほうに、お席のほうにお着きください。

協議第3号 議員の定数及び任期の取り扱いについて

会長（河崎敦夫君） それでは休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

この協議2号についてはそれぞれ慎重なご意見をいただきました。今から協議第3号から4号、5号ということ準備いたしております。3、4、5、これにつきましては一応各町村でまとめていただくということでお願いを申し上げておるようでございますので、各町村からこの協議3号の「議員定数及び任期の取扱い」等々につきましてのご意見を承りたいと思います。まず波野さんのほうからお願いしたいと思います。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤です。3の議員の定数及び任期の取扱いについてですが、これについては結論といたしまして在任特例を適用すると。ただし、その案としての、
、 ございますね。その で議会議員については市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用して、合併後2年間は引き続きその町の議会の議員として在任するという
ことになっております。以上です。

会長（河崎敦夫君） はい。案 でございますね。

では次、産山さんお願いします。

産山村（井 正吾君） 産山の井正吾でございます。3号議案につきましては、議員の定数及び任期の取扱いについてで、議員については合併に関する法律第7条第1項の規定を適用して、合併後2年以内ということに在任特例を適用するということにしております。

会長（河崎敦夫君） はい、ありがとうございます。阿蘇町お願いします。

阿蘇町（高藤拓雄君） はい、阿蘇町の高藤でございます。阿蘇町も波野、産山村と全く同意見でございまして、案 をもって賛成しております。以上です。

会長（河崎敦夫君） はい、ありがとうございます。次、一の宮お願いします。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原でございますが、今3町村出ましたように、全く同じでございまして、在任特例でいくということに決定をしております。

会長（河崎敦夫君） はい、ありがとうございます。

協議第3号の「議員の定数及び任期の取扱いについて」は4カ町村とも在任特例の適用ということで合併後2年、引き続き就任し、町の議会の議員として在任するということで決まったようでございますが、一応これでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

阿蘇町（小笠原徹朗君） 2年以内ということは1年であってもいいし1年2カ月であっても1年何カ月であってもいいということですよ。そうですね。

会長（河崎敦夫君） 合併後、16年になろうが17年になろうが、合併後の2年間。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 合併した時点によって、ひょっとしたら4年以上務める方もおられるし、4年以内で終わられる方もおられる。

波野村（阿南 洋君） 一番儲かるのが阿蘇町。その前に議会が決まっているので、阿蘇町で、波野は来年が統一選挙でございますので。

会長（河崎敦夫君） だから阿蘇町の場合、4年4カ月になる可能性がある。

それでは協議第3号につきましては 案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。

協議第 4 号 中小選挙区導入の必要性について

会長（河崎敦夫君） 次、協議第 4 号の「中小選挙区導入の必要性について」を議題といたします。

今度は一の宮さんのほうからお願いいたします。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原でございます。この中小区導入につきましても色々 4 町村異なりますので、うちの町ではこれでいくと。決定をするということで出ております。

会長（河崎敦夫君） 小選挙区の導入の中で案 の 1 か案 の 1 か。協議第 4 号。

一の宮町（笹原瑞穂君） 申し訳ございません。新市（町）においては公職選挙法第 15 条第 6 項の規定により、選挙区を設置するものとする。

事務局次長（大塚） 申し訳ございません、ちょっと今中小選挙区導入の必要性について、簡単に確認だけさせていただきます。先程在任特例法適用という案の が決まりましたので、協議第 4 号の中小選挙区導入の必要性については、案の の 1 の在任特例との併用という方を使っていただくこととなります。それで、案の の 1 の中で A と B というふうに分かれておりますけれども、A のほうは何かと言いますと選挙区の設置については新しい市町村の議会が集まった段階でその議会で決定してもらおうという案でございます。B のほうは、新市町になる前に今の段階で選挙区を設置するかどうかをこの段階で決めておくという案でございます。そういった意味合いで A か B かのどちらかということでご協議のほうをお願いしたいと思います。

会長（河崎敦夫君） 協議 3 号で案 、在任特例の適用ということで決定しましたから、協議第 4 号については案 の 1 の A か B かということになるわけですね。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮町の場合には案 の 1 の B でございます。

会長（河崎敦夫君） はい、それじゃあ阿蘇町さん。

阿蘇町（高藤拓雄君） はい、阿蘇町の高藤です。阿蘇町の場合は A のほうの、新市における選挙区の設置については新市において協議するというようなことで決定をいたしております。

会長（河崎敦夫君） はい、では産山さん。

産山村（井 正吾君） はい、産山の井 正吾でございます。産山村は案 の 1 の B でいくというようなことで決定しております。

会長（河崎敦夫君） 波野さん。

波野村（後藤新一君） 波野は産山と同じで、案の の 1 の B です。ということでだいたいまとまっております。

会長（河崎敦夫君） これはどうしますかな。案 の A が 1 つで B が 3 つ。B というのは、はいどうぞ。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 阿蘇町観光協会の小笠原です。B というご案をお示しいただいたんですが、仮に選挙区を設置した場合における 4 町村の定数は 26 ということですが、それを割り振りするとどんなあんばいになるんでしょうか。その 1 票の格差がないというところでやると、どんなあんばいになるのかちょっとお知らせいただきたいなと思います。

事務局次長（大塚） それでは事務局のほうからお話させていただきます。在任特例併用の場合には、公職選挙法の規定によりましておおむね人口に比例して定めるということになっております。ですから人口比例ということになりますけれども、人口比例によりますと、これは単純に行政的な割り方でやりますと、阿蘇町が 15 ということになります。そして一の宮町が 8 でございます。産山村が 2 になると思います。そうすると波野が 1 になりますが、産山、波野の人口が非常に近いものがございます。ですからそのあたりは一概に、おおむね人口に比例してとございますので、一概にこれでということではございません。

会長（河崎敦夫君） これは意見が割れておりますが、どういう取扱いにしますか。はい、

Aが阿蘇町か。

阿蘇町（高藤拓雄君） はい、大変申し訳ないと思います。阿蘇町が一つAのほうを決定してまいりましたけれども、他の3町村のほうでBのほうを選択されたということでございますので、阿蘇町に持ち帰りまして皆さんの意に添うような形でご協議をさせていただきたいと思います。

会長（河崎敦夫君） ありがとうございます。ちょっと公職選挙法 15 条第 6 項というのを読んでいただけますか、事務局。

では原則的に阿蘇町が一人外れたようでございますので、持ち帰って再検討していただくということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫君） はい、ではそのように阿蘇町さんよろしくお願いしておきます。

はいどうぞ。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 大変に言いにくいことなんですけれども、人口割するとそういう具合になると。しかし行政区域ですとかそれぞれの持っている町村の利点、それから問題点があると思うんです。例えば今おっしゃられたような人口割にするとこうなりますよと、15、8、2、1ということになりますれば、果たして本当にきちとりきを含めて新しい町づくりができるのかなという不安が少しございます。仮に例えば、波野の場合人口割すると1ということでございますから、これ一番多いのは阿蘇町の15でございますから一人減らして波野に1配布して2、2というわけにはいかないのかなと。ふとそんな感想がございます。

会長（河崎敦夫君） ちょっと公職選挙法の15条の第6項。

波野村（後藤新一君） 今事務局のほうで示された人口割というのは、いつの人口ですか。

事務局次長（大塚） 人口につきましては、平成12年の国勢調査の人口を使っております。それと今会長のほうからお話ありました、公職選挙法の第15条の第6項について読ませていただきます。市町村は特に必要がある時はその議会の議員の選挙に関して条例で選挙区を設けることができます。これ今そこに書いてあります選挙区の規定でございます。そして人口比例の関係が同じく15条の第8項に規定がございまして、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して条例で定めなければならない。ただし、特別の事情がある時はおおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。これは公職選挙法第15条の第8項にこういった規定がございまして、それでこの中で特別な事情というものにつきまして市町村の合併のほうがこの特別な事情に該当するというようなことで説明はなっております。

会長（河崎敦夫君） よろしいですか。昭和29年の合併の時が、中選挙区から始まりで、暫定的に中選挙区にして、のち大選挙区になったという過程があります。一の宮町もそうでしょう。阿蘇町もそうなんですが、そういう経緯がございます。従いまして15条の8項というのはこれまた協議の上、人口を重視しながらも但し書きがあるわけですね。今小笠原委員が言ったことも一つの案になるわけですね。

じゃあ協議第4号の「中小選挙区導入の必要性について」は、阿蘇町が持ち帰って皆さんの3町村に合わせるような努力を一つお願いしたいと思います。そういうことでよろしゅうございますか、協議第4号。

協議第5号 三役及び教育長の身分の取り扱いについて

会長（河崎敦夫君） では続きまして、協議第5号「三役及び教育長の身分の取り扱いについて」ということでございますが、どちらからいくかな。今度は波野さんのほうからお願いします。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤です。5号の三役教育長の身分の取扱いについて、これは市長、あるいは町長のほうから助役、収入役、教育長を置くことは、これは必然的な要

素でございます。ただし、それ以後の組織体制、あるいは給料、手当等についてはここにありますように類似団体を調査した上で4町村の長で調整するということになっておりますが、これはあまり好ましいことではございませんので、この推進協議会、委員会等に提出されて検討、協議をされたらいいということで波野は決まっております。

会長（河崎敦夫君） はい、産山さん。

産山村（井 正吾君）産山の井 正吾でございます。産山村では、この協議の中に出ております内容を重視するというので調整されております。

会長（河崎敦夫君） 案どおり。はい分かりました。ありがとうございました。

阿蘇町（高藤拓雄君） 続きまして阿蘇町のほうからご報告させていただきます。高藤でございます。阿蘇町におきましては第5号議案、原案原文のとおり決定をいたしております。

会長（河崎敦夫君） はい、ありがとうございました。では最後、一の宮さんお願いします。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原です。今阿蘇町さんが言われましたように、一の宮もこの原案とおりするというので決定をしております。

会長（河崎敦夫君） ありがとうございます。3町村において原案とおりということですが、波野さんについては別途協議するということですか。この委員会で決定する。そうなんです。これは色々と給料体制、手当についてはやはり何とか審議会であるんじゃないですか。報酬審議会か。そういうのをやっぱり作らないといけないんじゃないでしょうか。はい、どうぞ。

波野村（水野日出男君） 波野村の水野です。この協議第5号のところの三役及び教育長の身分の取扱いということでございますが、これについては事務局のほうに詳しくご説明がいただきたいなと思っております。この特別職の組織の体制、給料、手当などについて、類似団体等を調査の上、ということで4町村のあなた方にもお任せしますよというようなことは私はこれはいかがなものかなと思うわけです。と申し上げるのが、自分たちの組織の体制、給料、手当等について、自分たちで自分たちのいいように決める、これはいいように決めるということになって、他の人たちからはそのような感覚で見受けられるんですよ。ですから、これはお金が絡むことであるし、色々なことが出てくるわけですから、このへんのところは審議会等を設けた上で、その中でやっていくように。私たちが村議会の中で議員等の報酬についての色々なことをする場合においても、やはりそれなりの諮問機関を置いてこれを進めていくわけですから。ただその方たち、うちの村長4名の4町村の長をもって調整するということはちょっとこれは好ましくないという委員長の発言もありましたが、私たちはそう思っております。以上です。

会長（河崎敦夫君） 結果がこういう形になりましたが、どうでございますかね、これは。特別職報酬審議会というのが各町村あるわけですね。これをやはり、どうぞ。

一の宮町（家入哲也君） 一の宮の家入です。これは事務方のほうにお尋ねしたいと思うんですが、恐らく今会長おっしゃるように、私共の町も一緒ですが、特別職に関わる報酬等審議会なるものを設置いたしておるわけですね。従ってこれから調整されるであろう585項目の中にその特別職に関わる報酬等審議会を設けるようになっておるわけですか。それちょっとお尋ねした上でですね。

事務局次長（大塚） この点については、通常各町村の議員さんもちろんそうですし、各町村の町村長さん方の報酬もそうですけれども、それと同じようなやり方で事務的に詰めていけばいいんじゃないかということで、こういった提案の仕方をさせていただきました。これはよその県か何かも同じような提案をしているのがかなり多いものですから、一応こういった形で出させていただきました。ただご意見がありましたように、協議会の中で報酬の額等につきましてもはっきりと決めるべきじゃないかというご意見は、またそれぞれで協議の対象になるかと思っておりますけれども、事務局の提案としましては今申したように事務的に

そういった形で、通常のやり方で進めていくべきことではあるのではないかとということで、こういう案を出させていただきました。

一の宮町(家入哲也君) そういうことであれば、当然報酬等に関わるところの特別審議会等の答申なり、そういったものを尊重されてこの4町村の町村長というか、この人達が調整をするんだというふうに私は解釈するわけですが、そのへんはどうですかね。ストレートで町村長でそれを調整して決めるということではなくて、諮問機関、そういった特別職に関わるところの報酬等審議会が設置されれば、それから出てくる答申についてこの4長のほうで調整をされるんだと、私はそういうふうな解釈していますが。

会長(河崎敦夫君) 事務局、どうか。ストレートに4町村長で調整するというんじゃなくて、諮問機関を作るかどうか。報酬審議会。議員さんの報酬も含めて。

事務局次長(大塚) そこはちょっと判断になるんですけども、今おっしゃったように、公平性というんですかね。そういったものを担保するためにそういった形で進めるということであればですね、その方がいいんじゃないかというふうに考えますけれども、公平性を保つのにそういった報酬等の審議会が必要であるということであれば、その方向で進めていいんじゃないかと思います。

会長(河崎敦夫君) 必要とあれば報酬審議会、はい、どうぞ。

産山村(井 正明君) この問題は3カ町村は意見が一致しておりますが、阿蘇町だけがちょっと意見が食い違ったわけですが、失礼しました、波野さんだけがちょっと意見が食い違ったわけですが、一番当初に審議いたしました、市制を目指すか町制を目指すかというその結論が出ておりません。これは類似団体を調査の上、4町村の首長で調整するということになっておりますので、市制を目指すか町制を目指すかが決まった上で、4人首長さんに調整をしていただければ当然一番いい結果が出るんじゃないかと思っておりますし、今ある段階でどちらを目指すかが決まっていない段階では、なかなか結論は出ないんじゃないかと思います。そういうことでお願いします。

会長(河崎敦夫君) では保留にしますか。この三役特別職等々の設置については異論ないということではございましょうけど、設置の大変その阿蘇町の例をとって恐縮でございますが、29年の合併の時は複数の助役がございました。そういうこともやはり考えるべきではないか。あるいは1期4年なら1期4年の中で助役を5人制、4人制か。それは別といたしましても、そういうことを検討の一つにすべきではなからうかと思っております。これは私見ですけれども、また協議会、あるいはまた次の幹事会、町村会等々でも検討しながら考えていかなばならない。どうせ町村長で調整するというのでございまして、色んなところを勘案しながら次の時までには保留にしておくということではよろしゅうございませぬか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

阿蘇町(小笠原徹朗君) そこまで来ますと是非お願いしたいのは、町民がいったい税金をどのように使われているのかということをつまびらかにしていただきたい。何にどれくらい使われているんだ、議会がどれくらいなんだ、議員さんの報酬はどれくらいなんだということを、4カ町村の全てを開示をしていただきたい。それでもって、長で調整するという分については僕は構わないだろうと思いますが、類似団体を調査して、と。じゃあそれに横並びになるのかということについては、これは僕は異論がございませぬ。つまり、4カ町村の財政の状況の中でどう判断するのかということが僕は大事なところなんだと思います。

それともう一つ、今会長がおっしゃられましたように、私も助役の複数制というのは非常にいいことだろうと思います。なぜかと申しますと、我々は行政のプロじゃございませぬ。従いまして、今まで行政の舵取りをして来られた町村長さん、助役さん、収入役さんとおられます。その方たちの人材を無駄にはしたくはない。その方たちが自分たちの町についてよくご存知ですから、是非そのように助役さんを複数で置くということには、是非皆さん熱意を注いでいただきたいなど、そのように思います。

会長（河崎敦夫君） 協議5号について三役教育長の身分の取り扱い、基本的には保留ということで、次の審議協議会の中で答えを出していくということによろしゅうございますか。それについてはまた幹事会、専門部会の中で報酬審議会の設置、あるいはまた助役複数制等々も勘案しながら検討していくということによろしゅうございますか。

事務局長（岩瀬） 事務局から、調整案の作り方でございますけれども、最後の末文が今回の分は調査の上4町村の長で調整するという提案でまとめさせていただいております。これは調整するということであって、4町村の町村長でその報酬額を決めて決定するということはお出ししておりません。ですからこの後の色々なものが専門部会で作られていくわけですが、それは膨大なものがあるわけですが、4町村の長で調整するということですから、これは市制化を目指しているところの合併を考えている以上、そのどこかのものを参考にしながら、しかも住民がマイナスにならないようにということはおもう原点に立っておりますから、調整枠の作り方としてはこの調整するという言葉には住民の方を無視するというのは全然含んでおりません。そして全てそこで慎重に検討した上で、回数的に4月になってなければいけないようなものについては公表したほうがいいと思いますし、いよいよ給料等が決定されるということになれば、先程言われましたような報酬審議会等が開催されるということになると思いますので、そのようなものが後の機関で動くということをお考えいただいて、調整案の作り方が調整するという言葉を使っているということをご判断いただきたいと思っております。

会長（河崎敦夫君） 審議会等をセットして検討してもらおう。

事務局長（岩瀬） このような数字が出ました後には、これは審議会等が作られていいと思っております。いよいよ給料が来ますということになればですね。ですから、この後の機関が専門的に動くんだという。

会長（河崎敦夫君） この文言が町村長で調整するというのがちょっとやっぱりひっかかっているわけですね。じゃあ談合していくかということになろうと。それじゃいかんと思います。やはり明確な報酬審議会、議員の報酬も含めて、これはやっぱり是非必要だと私の私見ですが。

阿蘇町（松永 勲君） 文言上の問題は色々考えれば出てくると思いますが、少なくとも今日の4町村長は常識ある方ばかりですから、逆にそういったことよりもその当時の財政力とか、いわゆる体力を考えた上でのものが出てくると逆に私はそういうふうと思います。従って、先程言われた小笠原さんの問題なり、委員それぞれ思われていることは4町村長の方々が常識をもって判断されれば自ずとその額については出てくるんじゃないかなと、このように思います。

会長（河崎敦夫君） 色々ご意見出ましたけれども、「三役及び教育長の身分の取り扱い」協議会5号でございますが、これについては保留と、次回持ち越しということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫君） どうもありがとうございました。

提案事項第1 地域審議会について

提案事項第2 テレワークセンターの取扱いについて

提案事項第3 第3セクターの取扱いについて

提案事項第4 電算システム事業の取扱いについて

それでは今日の協議事項については一応終了いたしましたわけでございますが、次回の提案事項ということでお手元に配られておると思っておりますが、資料の中にもございますように、地域審議会の設置についてテレワークセンターの取扱い、第3セクターの取扱い、電算システム事業の取扱い、その他ということございまして、また市町村建設計画の策定という、かな

り時間も要するようでございますが、一つ事務局は手短かに説明していただきたいと思っております。

事務局次長（大塚） それでは次回の提案事項、今回の継続事項も含めますけれども、下の提案事項とその他について説明させていただきます。

お手元の資料の2ページ目をご覧ください。2ページ目にそれぞれの項目についての提案の案を一応参考までに記載させていただいております。

3ページ目からご説明させていただきます。3ページ目は、地域審議会についてということでございますけれども、資料の方には関係法令を記載させていただいております。地域審議会につきましては、自治法に基づく新市町の長の付属機関でございますけれども、合併によって旧町民の住民の意見が新市町の施策に反映されないなどの懸念や不安を払拭しようということで、合併特例法によりまして合併前に関係町村が協議することで設置を決定できることになっております。その地域審議会の規定の中に、合併関係市町村の協議により、期間を定めて置くことができる。第2項の中に、構成員の定数、任期、任命、その他の地域審議会の組織の運営に関して必要な事項については、協議により定める。そして第3項の中に、この協議については合併関係市町村の議会の議決を得る。そして第4項の中に、これによって定められた事項を変更する時は条例でこれを定めなければならないということで、各組織運営についての規定が書いてあります。

具体的に今お話ししました各項目を協議していただくために、次の4ページ目をお開けください。4ページ目は先程言いました、議会の議決を経ることになりますので、その叩き台となるもので、協議会の方でこの中身については議論いただき、決めていただきたいというふうに考えております。中身について、例えば第2条の、設置期間が合併の日からいつまでとするその期間についても決めていただくことになります。そして、第4条の委員の定数につきましては、15名以内をもって組織するという定数が定められております。そして委員については市町長が任命するということが第5条に掲げられております。第6条に委員の任期を2年とするような形で掲げてあります。ここの中身については、一つはその合併の日からいつまで地域審議会を設置するかということは当然決めていただかないといけないんですけども、その他の部分につきましてもご意見等を伺いながら修正等は修正して、それを叩き台に後日各町村の議会の方で、地域審議会のこういった形でいこうということで議決をお願いするということになります。こういった案で一応協議会の方でまた次回叩き台で考えていただきたい。

次の5ページ目をお開きください。これはテレワークセンターの取扱いということでございますけれども、調査票の5ページには現在のテレワークセンターの概要について、目的、役割、運営体制、そして先般の主な業務としてはパソコン研修、インターネットの接続サービス等を行っているということで、その現在のデータを挙げさせていただいております。6ページ目にテレワークセンターの取扱いということで書いておりますけれども、現在そこにありますテレマーケティング業務ということで、4町村のそれぞれが参加をしております。具体的には、インターネットを活用した特産品の受注やあるいは宿泊予約等の業務についてテレマーケティング業務の中でやっております。そしてまたその下に、各町村でホームページの設置をテレワークセンターの方でやっております。合併による効果としましては、そこに書いてありますようにランニングコスト等が軽減されるというような効果を挙げております。調整案としましては、これはテレワークセンターは申し遅れましたが阿蘇町の組織になりますけれども、テレワークセンターの業務については現状とおりとするということで、テレマーケティング業務については合併後にシステムを統一するというのは4町村が一つになるということでございます。それとホームページについては合併後に統一されても4町村がそれぞれ行っているのをまた一つにまとめるということで、そういった調整案を出させていただいております。

次に第3セクターの取扱いでございます。第3セクターにつきましては7ページ目から10

ページまで入っております。7 ページ目は公共的施設の管理運営の部門の第 3 セクター、一の宮町と阿蘇町に振興協会、振興公社がそれぞれございます。業務内容につきましてはそこに書いてあるとおりでございます。

次の 8 ページ目ですけれども、農産物と観光の部門でそれぞれの町村にあります施設を書かせていただいております。設置目的と業務内容等についてはそこに書いてあるとおりでございます。

そして 10 ページ目にはその他のものということでまちづくり阿蘇一の宮と阿蘇グリーンストックを挙げさせていただいておりますけれども、これはどちらかといえば直接各町村が所管するというところではございませんので、ただ各町村で出資をしているということで参考までに挙げさせていただいております。

それぞれの第 3 セクターにつきましては、調整案としましては現行のまま新市町に引き継ぐということで合併の後にそれぞれの部門ごとに移動を検討した方がいいんじゃないかということでございます。現在は出資団体も当然それぞれの町村で異なっておりますし代表者も異なっておりますので、合併の後に恐らく各団体の代表者あるいは出資団体の統一がある程度図られるんじゃないかということで、その後に統合について検討した方がいいんじゃないかということで、こういった案を提案させていただいております。

すいません。急ぎ足で誠に申し訳ありません。次に 11 ページ目の電算システム事業の取扱いについてお聞きいただきたいと思っております。電算システム事業につきましては、11 ページ目に現在のシステムと、統合型といいますのは現在のシステムを全く新しいシステムに統合してしまうというような案でございます。その二つのシステムの比較、この既存のシステムというのは各町村で現在使っているシステムでございますけれども、その二つのシステムを比較しております。× で対応ができるかできないかの形を示させていただいております。そこに電算システム事業については合併時に新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないようにするというところでございますけれども、新設した方が色々な対応がやりやすくなるということで、専門部会にしましては、これは新しいシステムに移行したいというようなことで考えております。それで提案自体はこういった形でお示しさせていただきます。

次の 12 ページをお聞きください。12 ページは、実際に電算システムの統合にかかりますスケジュールの例でございます。香川県のさぬき市の場合は、業者の選定から約 20 カ月の時間がかかっております。それと上の電算統合スケジュール案といいますのが、今回うちの方でこういった案で、通常であればこういった案でどうかというようなことで示させた案でございますけれども、約 21 カ月の期間がかかるというようなことになっております。

13 ページ目、14 ページ目は、現在阿蘇中部 4 町村でこの電算関係でシステムを取り扱っている例を一覧で挙げさせていただいております。電算システムのスケジュールの期間についてこの場で念のため申し上げたいと思っておりますけれども、部会の方に確認いたしましたけれども、16 年の 3 月という想定を置いた時にそのシステム自体が間に合うかどうかということでございます。部会の方の判断としましては、本年度いっぱいには業者の選定が終われば、厳しいスケジュールではあるけれども何とか 16 年の 3 月までには間に合うんじゃないかというような判断でございました。これは一応念のため申し上げておきたいと思っております。通常であれば 20 カ月程度かかるスケジュールでございます。

提案事項についてはそれだけでございますけれども、その他ということで併せて説明をさせていただきたいと思っております。15 ページ目でございます。市町村の建設計画の策定についてということでございます。市町村の建設計画につきましては、これは合併市町村のマスタプランとしての役割を果たすものでございます。その趣旨とか計画の内容にこういったものを入れるのかというのはその資料の中に記載させていただいております。右側の 4 のところでございますけれども、作成については合併協議会で行いますが、変更につきましては

合併前は合併協議会がかかわり、合併後は合併市町村が議会の議決を経て行う条件になっております。

具体的な今後の進め方の案でございますが 17 ページ目をお開きください。今後基本作り、あるいは新まち建設計画の策定はこういった形で進めていかせていただけないかということで挙げさせていただいております。まず住民の意向の把握としまして、各世帯に将来の町についてのイメージとか課題とか、こういったものを将来の町に望むのかといった、そういったアンケートを各世帯に出して取らせていただきたいというふうに考えております。そしてそのアンケートを元にワークショップ、あるいは専門部会でそのワークショップ等を行いまして将来の町づくりについての意見を集約してまとめたいと思います。そのまとめたものを計画のビジョンとしまして作成し、これは一応来年の 2 月頃をスケジュールでどうかというふうに考えておりますけれども、このビジョンの作成の段階では当然協議会の方にお諮りをしまして協議会でもいろんな意見をお伺いしまして叩いていきたいと思っております。そして協議会で了解が取られましたら、将来の町の形として各住民の方にもお示しをしていきたいというふうに考えております。このビジョンができましたら具体的な肉付けをしまして、建設計画というのをその後に作っていききたいというふうに考えております。

具体的なスケジュールの日程は 16 ページ目をお開きください。16 ページ目の左側にワークショップ、専門部会別ワークショップ、基礎調査、あるいは住民アンケート調査のスケジュールを挙げております。先程申しました、来年の 2 月ぐらいにこれをビジョンをまとめるというような形になりますと、できれば 12 月 1 月でこういった作業をさせていただきたいというふうに考えております。この場合に、先程協議事項にもありますけれども市か町かということである程度将来の構想が若干変わってくるところがございます。それでできれば先程申しましたように次回協議会あたりでその方向性をある程度出させていただきたいというふうにご提案をしたところでございます。先程の件につきましてはまた資料を作りましてお配りしたいと思っております。そして 2 月にビジョンができましたらその後に具体的な基本計画の策定にこういった形で進んでいきたいと考えております。

すいません、ちょっと時間が短くなりまして早口になりましたけれども、よろしく願いたします。

会長（河崎敦夫君） 事務局から次回の提案事項についてそれぞれ説明がありました。これについては各町村持ち帰って審議調整するということですか。

それと先程の持ち越し、あれも合わせて次回ということでよろしゅうございますか。

その他ございませんか。

波野村（後藤新一君） 波野村の後藤ですが、次の課題を提起されましたが、それ以外にもっと緊急的な検討事項はないかというふうに感じます。当然今後進める段階、これはその都度その都度一応提案されておりますが、全体的なスケジュールが私は欲しいと思うんですよ。いつ頃はこれぐらい、何があったらこれぐらい、という全体的なスケジュール。これは前の資料にも出ておったと思うんですが、その中でも詳しくは出ておりません。しかし今後逐次検討していくためには、事前にいつ頃は何を協議するんだ、検討するんだということをお示し願った方がいいんじゃないかなというふうな感じがいたします。今回はこの 4 つの提案事項されておりますが、当然合併する部位においては、まずその他の市町村建設計画の策定というのが非常に重要視されるわけです。今後どうなるのかというような青写真的なものになると思うんですが、これが一番地域の中で説明する場合において非常に役に立つんじゃないかということでございますし、このへんはさっそく急いでもらいたいと思っておりますが、いずれにせよ今回提案されました 4 項目以外に私はちょっと考えたのが、新庁舎の位置ですかね。そうしたもの。どこに合併する場合は新庁舎を持っていくのかというようなこともちょっと考慮されるところでございます。そうした、もう少し緊急度合いの高いやつをもう少し入れてもらったらなと。例えば今申し上げましたような内容ですが、そういうこと。それから今

言った、その他で出よることを十分時間をもって検討協議をしていただくなれば非常に幸いだと思うんですが、そのへんの計画についてのスケジュール、それについてはどうでしょうか。お尋ねをいたします。またお願いもしておきます。

事務局長(岩瀬) ただ今の事務局へのお尋ねでございますので、計画を作成いたします。実際のところは一番最初の当初の会議の方で重点項目から並べまして、調整項目は一体この4町村で何をすべきかというのを出示まして、次にランク付けをさせていただきました。これらの800から成る、あと選定して500から成るということをお知らせしました。そのうちにA S Bというのをまた付けさせていただきました。これらはS項目から順次出ていくわけですけれども、事務局としまして、それからまた町村長さん方の考えとしましてはもっと重要なやつがあるねというご指摘をいただいております。幹事会においてもご指摘をいただきました。ですが、出したいのはやまやまですけれども、前のやつを飛び越えないとどうしても行かれないものがございます。ですからやっぱりかつかつかなと思っております。ですがご指摘いただきましたので、将来スケジュールが変わるということをお許しいただけるならば、事務局としてはこのように進めさせていただきたいというような審議事項の案は作らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長(河崎敦夫君) 後藤委員さんも一番難問題を先に出して、それを片付けることによって解決していく早さがあるんじゃないかということでございますが、先日の町村長会議、総務課長会議事項の中でもその意見が出ました。一番難しいのを先に持っていったらどうかと。それについて、庁舎の問題も含めてそういうことが、そしてそれで納得できることによって他の付随した、大事なことはございますけれども、難問題を先に解決する方がいいんじゃないかと。例えば合併の町村、新町か新市かの市民憲法とか、あるいはその市の木であるとか鳥であるとか花であるとか、そういう二の次、そういうのを審議する前にですね、庁舎をどこに作るか。例えばその庁舎の位置について、本庁舎にするのか仮庁舎にするのか、そしてまたこのいろんな話があると思っておりますが、各町村役場は持ち回りというものもあったですね。そういうことも検討課題の一つじゃないかと。だから一つそれで決まれば合併もぱっと取り掛かれるし、ひょっとするとけつまづくかもしれませんけれども、4人の町村長さんではやはり庁舎問題を前面に打ち出す時期じゃないかということでは言われました。以上です。

その他 市町村建設計画の策定について

ではその他ございませんか。ないようでしたら終わりに、今日は大変、はい、すいません。シナリオなしでございました。

日程第7 次回開催日

次の開催日でございますが、12月3日午後1時30分から、場所は一の宮町ということでございますがよろしゅうございますか。これも当初からそれぞれの第1火曜ということになっておりますので、ご協力がたお願い申し上げたいと思います。

他にその他。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫君) はい、どうぞ。

阿蘇町(家入澄雄君) 阿蘇町の家入でございますが、次、開催日が決定されまして場所も決定ですが、私今日ここに来て最初に思ったのが、傍聴席が、この委員会というのは今日の新聞等で見ますと、合併推進協議会は傍聴が町民も自由ということが出ておりました。一町民の当初の中では、この合併というのは遠いところで作られて町民がそれを不満に感じていたのが失礼だったと思います。今日は報道関係の記者さんとかメディア関係の方ばかりのようございまして、一町民が傍聴できるという公開も何ら報道もあっていないような気が

いたします。やっぱり町民がこの町長さん、村長さん、並びに議員さん、委員の方々が全てが親書の中に本来は協議されることを、弁論を前に見た時には、ああ合併の良さはそんなようなことまで勉強するんだなということが町民にも分かるんじゃないかと思います。次回の開催日にこの町民までが傍聴できるという公開システムというのは取れるものか、お願いしたい。

会長（河崎敦夫君） やはりそのような努力をすべきだと思いますね。住民の方々に対するPR、合併に対する協力体制というのは作っていかねばならないと思います。そういうことで、事務局も開催町村も努力していただきたいと思います。

よろしゅうございますか。本当に長時間大変慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

終わりに、岩下局長さんから一言ご挨拶いただきたいと思います。

日程第8 閉会

阿蘇地域振興局長（岩下直昭君） 振興局の岩下でございます。今日は本当に最後まで今後の合併後の新しい町づくりに関しまして、本当に熱心なご議論が出されたところでございますが、感激をいたしたところでございます。冒頭のご議論につきましては、その後の10分間の休憩の時に各委員さん方から、災い転じて福となすだもんなどが、あるいは雨降って地固まるだもんなどかというお話があちこちから私聞こえてまいりまして、本当に嬉しく思ったところでございます。この気持ちで今後町づくりについてお話を進めていかれること、本当に心から願っているところでございます。それから先程の市制施行の話がございましたけれども、これについては9月25日の、自民党の地方行政調査会の地方自治に関する検討プロジェクトチームというのがございますが、そこで3万を超えるところについては、市制については期限を延長してこれまで言っていた16年3月から17年の3月まで延長するという中間報告が提出されておりまして、これについては議員立法でございますので、法の行方については注目をしていきたいというふうに考えております。

最後になりましたが、いずれにしても4町村の気持ちを一つにされまして、冒頭私がお話しました知事の話とか、あるいは今日の小笠原委員さんからもお話がございましたように、素晴らしい町を作ると。そこを目指して今後の議論を続けていかれることを大いに期待いたしまして、今日の感想を含めたまとめということでさせていただきます。今日はありがとうございました。

会長（河崎敦夫君） 一言。今日、熊日の民生欄に、11月生まれでございますが、謝り上手で大難を逃れる、頭を下げるだけならただ、ということが書いてありました。深く頭を下げます。

事務局長（岩瀬） どうもありがとうございました。また会長さんにおかれましては議事の進行大変お疲れ様でした。ありがとうございます。

さて、12月3日というのが非常に近い期日でございますけれども、一応12月3日は皆さんで決めていただいた定例の日でございますので、無理をさせていただきました。従いまして、今日から12月3日まで期日が大変近うございますけれども今日持ち越しになりました事案を是非また各町村でご協議いただいて、次回には結論を出していただけますようお願い申し上げます。それから本日新たに提案させていただきました事項につきましては、14日に通知しました時は10項目でございましたが、本日は5項目にさせていただきました。今日の審議の内容の大きさと、先程いただいたような重要問題があるのではないかというご意見がありましたので、通知いたしましたのと今日の内容が変わりましたことについてはお詫び申し上げます。今後は提案事項につきましては色々ございますので、事項だけの大項目だけをお知らせすることになると思います。なお、そのような継続審議等提案ということを繰り返させていただきますので、次回必ず本日の資料をお持ちいただきたいと思っております。

それでは以上をもちまして、第5回阿蘇中部4町村合併推進協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 16時 00分 閉会